

平成24年11月2日

各福祉用具貸与事業者 殿

消費者庁 消費者安全課
厚生労働省 老健局 振興課
経済産業省 商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室
経済産業省 商務流通保安グループ製品安全課

医療・介護ベッドに係わる事故の再発防止について（緊急依頼）

医療・介護ベッドに係わる事故の危険性等につきましては、事業者や行政（消費者庁、厚生労働省及び経済産業省）から、度々注意喚起を行ってまいりましたが、依然、死亡事故・重大事故が続いています。今年度も既に4件の死亡事故が発生しております。

こういった現状を踏まえ、この度、消費者庁では「実際の介護者に注意喚起がどの程度伝わっているか」等を把握するため、全国の在宅介護者向けにアンケート調査を行いました。

その結果、これまでの事業者や行政からの注意喚起が、実際の在宅介護者の半数以上に伝わっておらず、伝わっていたとしても、危険性を感じず対策も講じていない介護者が多いという結果となりました（詳細は別添1，2を参照）。

つきましては、各福祉用具貸与事業者の皆さまにおかれましては、以下の取組を徹底し、事故の再発防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

介護ベッドに係わる事故の危険性及び対応策について、速やかに実際の介護者に対して説明すること。また、貸与時もしくはモニタリング時にも、当該危険性及び対応策について必ず伝えること。

なお、説明時にお使いいただく資料の一例として、事故再発防止にかかるチラシを添付いたしますので、適宜ご活用下さい。当該チラシについては、以下の URL から取得可能です。

※http://wwwtest.caa.go.jp/safety/pdf/121101kouhyou_2.pdf

【問い合わせ先】

消費者庁消費者安全課 河岡、小林

TEL : 03(3507)9202 (直通)

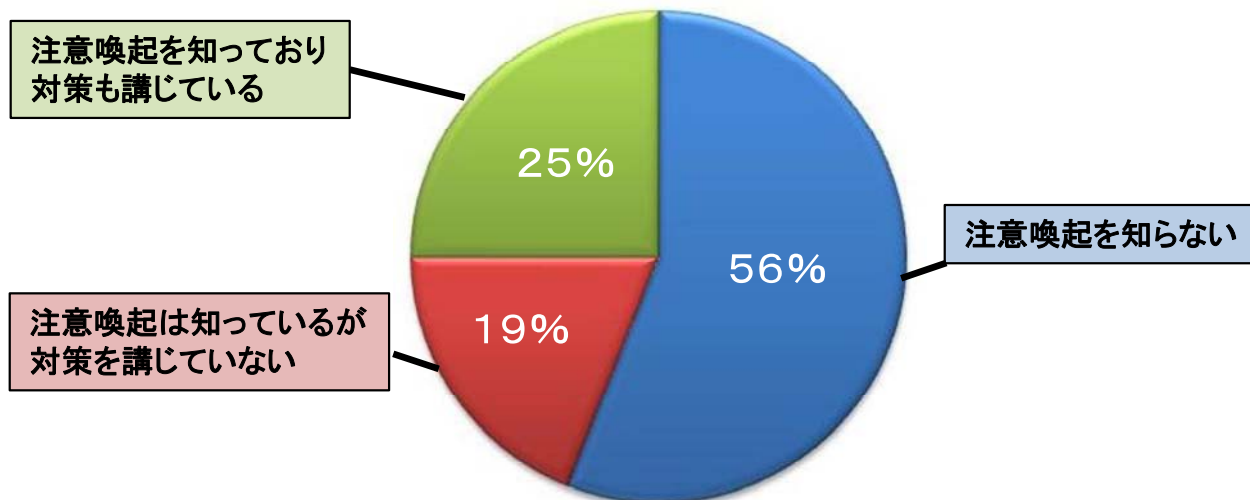
HP : <http://www.caa.go.jp/>

介護ベッドの注意喚起に対する在宅介護者の周知度(概要)

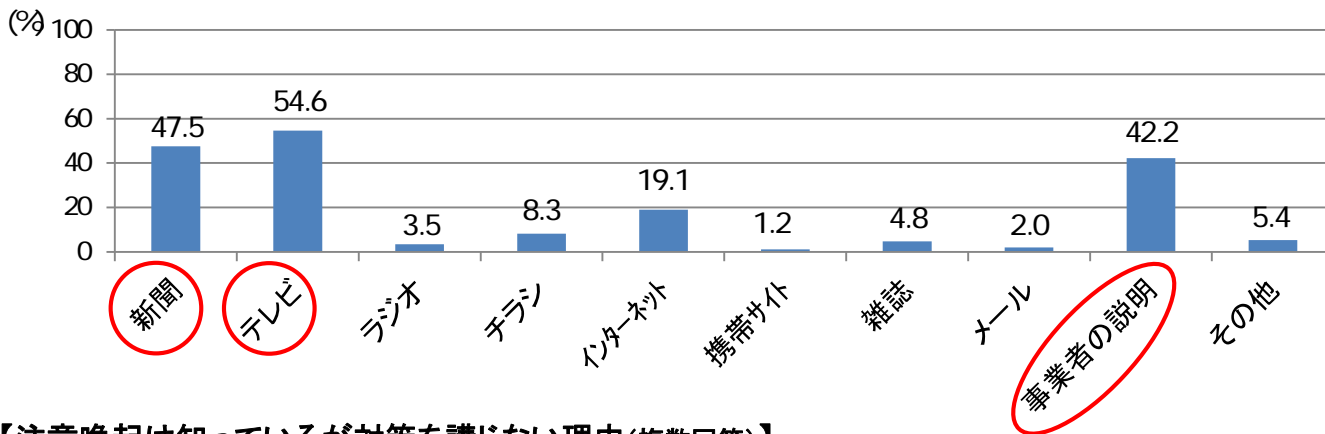
(別添1)

【在宅介護者 3578人】

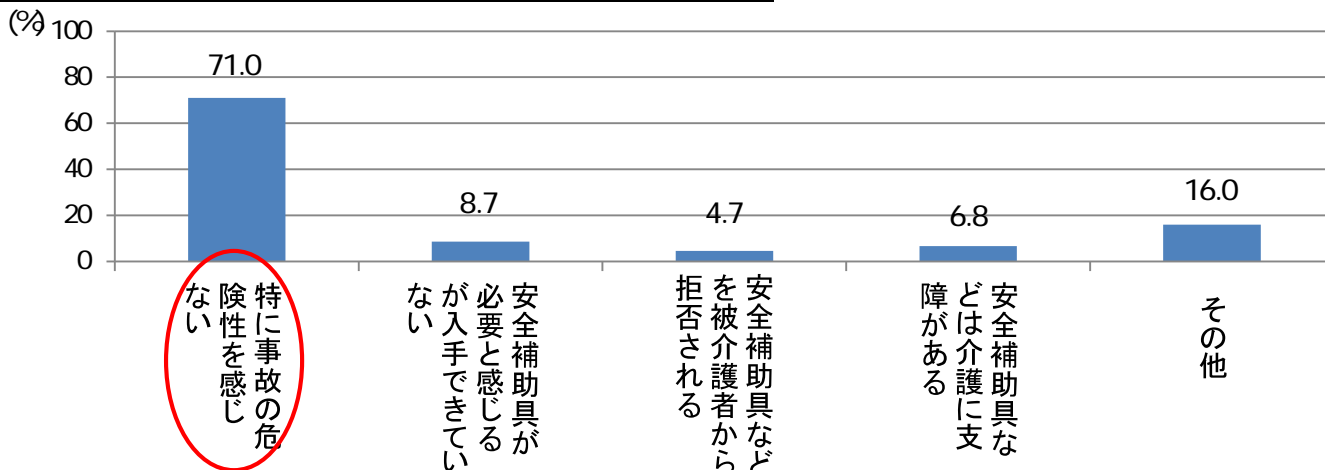
- ① 全体の56%が「注意喚起を知らない」。
- ② 注意喚起を知った手段は、「テレビ(54.6%)」、「新聞(47.5%)」、「事業者からの説明またはマニュアル(42.2%)」が多い。
- ③ 注意喚起は知っているが対策を講じない理由の約7割は、「特に事故の危険性を感じないため」。



【注意喚起を知った手段(複数回答)】



【注意喚起は知っているが対策を講じない理由(複数回答)】



介護ベッドの注意喚起に対する在宅介護者の周知度調査

平成24年11月
消費者庁消費者安全課

1. 調査内容

(1) 調査目的

これまで事業者や行政（消費者庁、厚生労働省及び経済産業省）が行ってきた注意喚起が、介護ベッドを使って介護している方にどの程度伝わっているか、伝わっている場合、注意喚起に基づき安全を意識した対応を行っているか等を把握する。

(2) 調査対象および調査方法

全国で在宅での介護に携わっている（いた）方を対象に、Webによるアンケート調査を実施。

(3) 調査時期

平成24年10月

(4) 調査対象条件、総サンプル数

- ・在宅での介護に携わっている9,573人のうち、介護ベッドを使っている（いた）方
- ・出現率：37.4%
- ・総サンプル数：3,578人

(5) 回答者属性

- ・回収地域：47都道府県
- ・平均年齢：49.8歳
- ・男女比 男：36.5% 女：63.5%

2. 調査結果

(1) 「医療・介護ベッドによる事故が発生し、問題になっていることを知っていますか。」

- ・はい：57.9%
- ・いいえ：42.1%

(2) 「医療・介護ベッドの危険性について、行政やベッドメーカーから注意喚起が行われていることを知っていますか。」

- ・はい：43.7%
- ・いいえ：56.3%

(3) 「注意喚起は、どのように知りましたか。（複数回答）」

- ※（2）で「はい」と答えた方が回答
- ・新聞：47.5%

- ・テレビ：54.6%
- ・ラジオ：3.5%
- ・チラシ：8.3%
- ・インターネット：19.1%
- ・携帯サイト：1.2%
- ・雑誌：4.8%
- ・メール：2.0%
- ・事業者(ベッドメーカー、レンタル会社又は販売会社)からの説明またはマニュアル：42.2%
- ・その他：5.4%

(4)「注意喚起に従い、事故が起こらないようにどのような対応をとっていますか。(複数回答)」

※(2)で「はい」と答えた方が回答

- ・ベッド自体を新しいものへ取り換えた：8.5%
- ・ベッド手すりに安全補助具を取り付けた：32.6%
- ・すき間にクッションや毛布を詰めた：31.2%
- ・その他：4.4%
- ・特に対応していない：42.4%

(5)「どのような理由から対応をしていないのですか。(複数回答)」

※(4)で「特に対応していない」と答えた方が回答

- ・特に事故の危険性を感じない：71.0%
- ・安全補助具が必要と感じるが入手できていない：8.7%
- ・安全補助具などの対策を被介護者(介護される方)から拒否される：4.7%
- ・安全補助具などの取り付けは、介護に支障がある(遠くから被介護者の様子が見えない等)：6.8%
- ・その他：16.0%

(6)「今まで医療・介護ベッドを使用していて、被介護者(介護される方)への危険を感じたことはありますか。」

- ・はい：28.4%
- ・いいえ：71.6%

(7)「危険を感じたのは、どのような状況でしたか。(複数回答)」

※(6)で「はい」と答えた方が回答

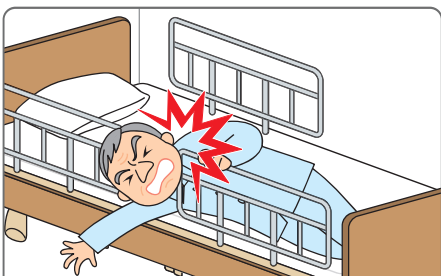
- ・すき間に首や腕など身体の一部を挟んだ(ボードとサイドレール間)：36.5%
- ・すき間に首や腕など身体の一部を挟んだ(サイドレールとサイドレール間)：34.6%
- ・すき間に首や腕など身体の一部を挟んだ(サイドレール自体の空間)：17.7%
- ・ベッドから落ちた(ずり落ちた)：49.5%
- ・その他：12.1%

あなたの注意で事故は未然に防げます。チェックリストで確認を!!

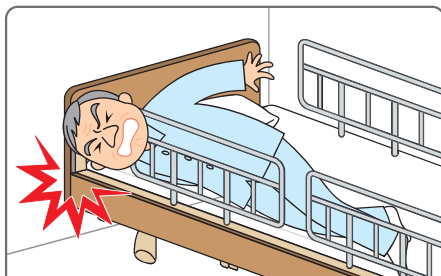
すき間 **チェック①!**

認知機能障害など予測できない行動をとる方や片マヒなどの障がいがある方は、特にサイドレールのすき間などに注意して下さい。

すき間に首が入り込む事故が多発しています。

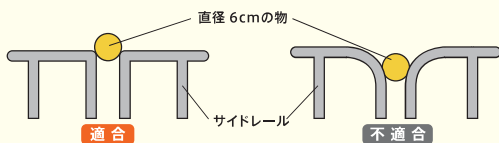


サイドレールとサイドレールのすき間



ボードとサイドレールのすき間

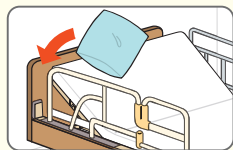
介護ベッドのJIS規格では、図のようにサイドレールとサイドレールのすき間に直径6cmの硬い円柱状の器具が入らないこととされています。



確認してみよう 安全確認スケールを当てて、直径6cmの物が入りそうなすき間がないか確認しましょう。

すき間があるときの解決策

- ヘッドボードとサイドレールのすき間をクッションなどを入れてうめましょう。
- スペーサーなどによりサイドレールとサイドレールの間にはさまらないようにしましょう。
※メーカーにより対応が異なります。詳しくはメーカーにご確認下さい。
- 危険なすき間がないサイドレールに交換しましょう。



クッションなど



スペーサー

安全確認スケール すき間確認にご利用ください。



12cm以上のすき間があると・・・
サイドレールの中に頭が入り、窒息事故が発生しています。



サイドレール内のすき間

確認してみよう

安全確認スケールを当てて、直径12cmの硬い物が入るすき間がないか計測しましょう。

すき間があるときの解決策



サイドレールカバー



ベッド用グリップカバー

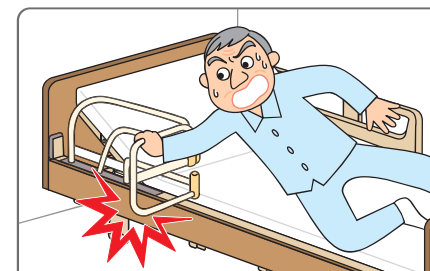
をご利用ください。

※メーカーにより対応が異なります。詳しくはメーカーにご確認下さい

固定 **チェック②!**

ベッド用グリップの固定を確認していますか?

しっかり固定していないと・・・
立ち上がるときに転倒し骨折の原因になります。



未固定による転倒・骨折

実際にやってみよう!

首振り機構の固定、ベッドへの固定は确实ですか?

その他 **チェック③!**

●取扱説明書をよく読んで正しく使いましょう。

